

討論

2011年7月1日

森脇久紀

私は日本共産党県議団を代表して今議会に提出された陳情8件、発議2件について、委員長報告の通り決することに反対し、主なものについて討論いたします。

まず、発議第2号「震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書案」についてです。

今なお多くの被災者が避難所や仮設住宅、あるいは自宅で、不自由な避難生活を強いられ、明日が見えない状況にいらだちと不安をつのらせています。また、原発事故では、事態の収束のめどが立たないまま、住み慣れた土地を追われ、いつ戻れるかわからない、つらい日々が続いています。

いま政府と国会に求められているのは、被災されたすべての方々の生活基盤を再建するため、必要な支援を迅速に、かつ具体的におこなうことだと思います。ところが国会は・・・、ご存知の通りです。

最近の世論調査を見ても、菅政権への信頼はまったく失われてしまっています。こういう状況をみると、私も辞任して当然だと思います。しかし、復興問題、原発問題など、首相が代われればメドが立つ問題でもありません。実際、民主党と自民党・公明党は、菅首相をめぐるっては激しく対立していますが、一方で、農林漁業の大規模集約と企業参入への規制緩和、消費税の増税を含めた復興財源の検討など被災者の願いそっちのけで国の「復興基本方針」を押しつける立場は変わりませんでした。原発問題でも、推進の老舗は自民党ですが、それへの反省はどちらからもみられません。

結局、中身が変わらないから議論できない、「政争」を繰り返す以外に対立軸を見いだせない、ここに今の国会の最大の問題があると思います。いま国会は、被災者の方々の声に真摯に耳を傾け、その思いに寄り添い、被災者のためになる支援策と予算を早急に組むべきです。被災地に顔を向けた政治への転換こそ必要という立場から、それが明確でない発議第2号に反対するものです。

次に、陳情第4号「災害等緊急時に、障害者・家族が安心・安全に暮らせることについて」です。

東日本大震災から教訓にすべきことはたくさんあります。なかでも、障害のある人や高齢者、妊婦、子どもたちなど、いわゆる要援護者に対する支援のあり方について、もっと深める必要があるのではないかと思います。震災直後に障害のある方々の状況を調査した専門家は、「役所の人から、訴えのある人には何とか対応しているが、在宅の人への訪問ができず、気になっているということや、身近な支え手である民生委員さんたちの多くが被災している状況であることなどを伺った」と報告され、「先行きの見えない長期化した避難所生活で疲弊した人たち、障害があるために避難所で過ごせず在宅で支援も届かない中でギリギリの生活を送っている障害のある人や家族、そうした人たちの実態が見えづらく、歯がゆさと焦りを感じる」と述べています。

地域防災計画の見直しに当たって、「すでにやっているからよし」とするのではなく、あらためて関係者の意見を直接聞き、これまでのとりくみを再点検し、必要な課題は見直しに反映させ

ることが欠かせないと考えます。したがって陳情第4号の採択を求めるものです。

次に、陳情第3号「障害者・家族が安心・安全に暮らせることについて」です。

岡山県の重度心身障害者医療制度に原則1割負担が導入されて5年になろうとしています。何度も述べていますが、新しい議員さんもおられますのであらためて、特徴をまとめてみますと、①「障害者の対象」が広島県などは「3級まで」となっているにもかかわらず、岡山では2級までということ、②対象となる所得制限が「老齢福祉年金準拠」とされており、香川県の半分と非常に低く、少し収入があると制度の対象にならないこと、③「65歳以上で新たに障害者となった人は認めない」という点、④自己負担額は広島県が800円にもかかわらず、岡山県は「原則1割」で、もっとも低所得の方でも最低1000円と、非常に高いこと どれをとっても全国最悪の水準になってしまっています。

障害のある方や家族は、障害があるために、社会や生活のあらゆる面で経済的、精神的負担を負わされることとなります。障害がなければ徒歩や自転車で行けるところでも、自力歩行が困難な方はタクシーや介護をしてもらえる人をお願いしなければならないといった具合です。このような負担の軽減をはかることが、行政の最大の責任なのに、岡山県では、医療の分野でさらに負担を課す制度にしてしまったわけです。

県の財政面の議論を優先するのではなく、障害のある人々の権利保障という立場で県制度の改善をはかるよう、陳情第3号の採択を求めます。

次に発議第3号「国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議案」についてです。

なぜ今、このような決議を出さないといけないのか、私にはまったく理解できません。公立学校で国歌斉唱にかかわって式を乱すような行為はまったくないわけです。にもかかわらず、このような決議をあげるとなると、それ自体が学校教育等に混乱を持ち込むことになると言わなければなりません。

そもそも「国旗・国家法案」審議の際、当時の政府答弁でも「強制するものでない」としているのです。強制は、憲法19条に定められた「思想及び良心の自由」に反するものです。とりわけ教育は、日々の現場において、直接おこなわれるものであり、外部の力で強制されるものではありません。したがって、発議第3号には断固反対するものです。また、同様の理由で陳情第6-1号および6-2号について、継続審査とすることに反対し不採択にするよう求めます。

次に、陳情第5号「教科書採択に関することについて」です。

公正で中立な教科書採択は、教育の政治的中立を保障するもっとも重要な要件です。この陳情は、教科書採択に教育委員会の指導を求め、教育の中立をゆるがせかねない内容となっています。教育はいかなる政治体制であっても、その干渉や介入を許さない、中立の立場が徹底して守られる必要があります。次代を担う青少年、子どもたちが、新しい時代を生き抜く力を身につけるには、客観的な事実を直視し、科学的な正しい認識方法を培う教育が不可欠です。時の権力がこれをゆがめれば、子どもたちの未来の選択を誤らせることになってしまう、これは、第2次世界大戦を経てきた近代国家の共通の認識です。以上の理由から、陳情第5号を継続審査とすることに反対し不採択にするよう求めます。

最後に、賛成ではありますが、発議2件について意見を述べておきます。

1つは、発議第1号「当面の電力需要対策に関する意見書案」についてです。

福島第一原発の事故によって、原発の安全神話は完全に崩壊しました。いま国内各地でも、そして海外でも、原発推進を見直す動きが大きくなっています。意見書の要望事項1つ1つは当

然必要なこととして賛成しますが、この時期、原発の是非についても、私どもは自然エネルギーへの転換をはかりながら、期限を区切って原発をゼロにする提案をしていますが、今後の原発のあり方についても正面から議論する必要があることを付け加えておきたいと思います。

最後に発議第4号「議員報酬の特例に関する条例案」についてです。改選直後という制約もあり今回は本発議案に賛成します。先日、「議会改革の推進」を議長に申し入れ、議長のお計らいで昨日の議会運営委員会で議論いただいたことは一定の評価をいたします。確認しましたように、できるだけ早期に一定の結論や方向性を示すため、私どもも積極的に議論してゆきたいと思っております。